

高度プロフェッショナル制度に関する就業規則の規定例

- 第〇条 高度プロフェッショナル制度は、〇〇株式会社△△事業場労使委員会の決議（以下「決議」という。）で定める対象労働者であって、決議で定める同意を得た者（以下「高プロ従事者」という。）に適用する。
- ② 前項の同意は、決議の有効期間ごとに個々の労働者から高度プロフェッショナル制度の適用を受けることに関する同意書に署名を得る方法によるものとする。
 - ③ 始業・終業時刻及び休憩時間は、第〇条の所定就業時刻、所定休憩時間の規定にかかわらず、高プロ従事者の裁量により勤務時間帯、時間配分を決定するものとする。なお、使用者が、高プロ従事者の健康管理を行うため、高プロ従事者が事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計の時間（以下「健康管理時間」という。）を把握する措置を講ずることから、高プロ従事者は当該健康管理時間把握に協力しなければならない。
 - ④ 休日は、第〇条の規定に関わらず、年間104日以上、かつ4週を通じ4日以上与えるものとする。
 - ⑤ 前項の休日の起算日は、高度プロフェッショナル制度の適用開始日とする。
 - ⑥ 第4項の休日の指定は、高プロ従事者が自ら行うものとし、あらかじめ年間の休日の取得予定を決定し、使用者に通知するものとする。その際、使用者は、高プロ従事者に対し、疲労の蓄積を防止する観点から、長期間の連続勤務とならないよう休日を適切に取得することが重要であることについて、あらかじめ周知するものとする。
 - ⑦ 使用者は、高プロ従事者に対し、労使委員会が対象業務ごとに決議した措置に応じて、次のいずれかの措置を実施することとする。高プロ従事者は、当該措置の実施に関し、協力しなければならない。
 - 1 始業から24時間を経過するまでに11時間以上の休息時間の確保及び深夜時間帯に労働させる回数を1か月4回以内にすること。
 - 2 高プロ従事者の1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間の上限として、1か月について100時間以内又は3か月について240時間以内にする。
 - 3 1年間に1回以上の連続2週間の休暇を付与すること。ただし、対象労働者が請求した場合は、1年間で2回以上の連続1週間の休暇を付与することに代えることができる。
 - 4 高プロ従事者について1週間当たり40時間を超えた健康管理時間が1か月当たり80時間を超えた場合又は高プロ従事者からの申出により臨時の健康診断を実施すること。
 - ⑧ 高プロ従事者が時間外、休日及び深夜に業務を行った場合の割増賃金については、第〇条の規定を適用しないこととする。
 - ⑨ 高プロ従事者が同意の撤回を申し出た場合には、撤回後の配置、処遇等の労働条件について、撤回前の部署において、同職種の労働者に適用される人事規程〇条及び賃金規程〇条により決定するものとする。なお、使用者は、高プロ従事者が同意を撤回したことを理由として、撤回後の配置、処遇等の労働条件について不利益な取扱いをしてはならない。
 - ⑩ 使用者は、前項までの事項の他に労使委員会の決議について、必要な措置を講ずることとする。